

秩父市国土強靱化地域計画

令和 3 年 6 月

秩父市

目次

第1章 計画の概要	
1-1 策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画期間	2
第2章 本市の概況	
2-1 本市の地域特性	3
2-2 本市の社会環境の特性	7
2-3 過去に被害をもたらした災害	11
2-4 想定する大規模自然災害	13
第3章 国土強靱化の基本的な考え方	
3-1 基本目標	15
3-2 事前に備える目標（行動目標）	15
3-3 強靱化を推進する基本方針	15
第4章 脆弱性評価、対応方策の検討	
4-1 脆弱性評価の考え方	16
4-2 「起きてはならない最悪の事態」の設定	16
4-3 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価	18
4-4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価	18
第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針	
5-1 施策分野の設定	19
5-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係	19
5-3 施策分野ごとの施策推進方針	19
第6章 地域強靱化の推進に向けて	
6-1 施策の重点化の設定	39
6-2 他計画との整合と進捗状況の把握	39
6-3 計画の見直し	40
別表	
【別表1】脆弱性の評価結果	41
【別表2】施策分野と28の「起きてはならない最悪の事態」の関係	66
【別表3】秩父市国土強靱化地域計画事業一覧	67

第1章 計画の概要

1-1 策定の趣旨

国においては、東日本大震災等の過去の大災害を教訓に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、大規模災害に備えるため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

また、平成26年6月には国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」旨、規定されている。

これを受け、埼玉県では、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）が策定された。

本市においても、風水害、土砂災害、大雪等の災害が発生しており、これら過去の災害から学んだことを活かし、今後想定される大規模災害から市民の生命と財産を守り、本市の社会経済活動を維持することが必要である。

以上のことから、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるため、秩父市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

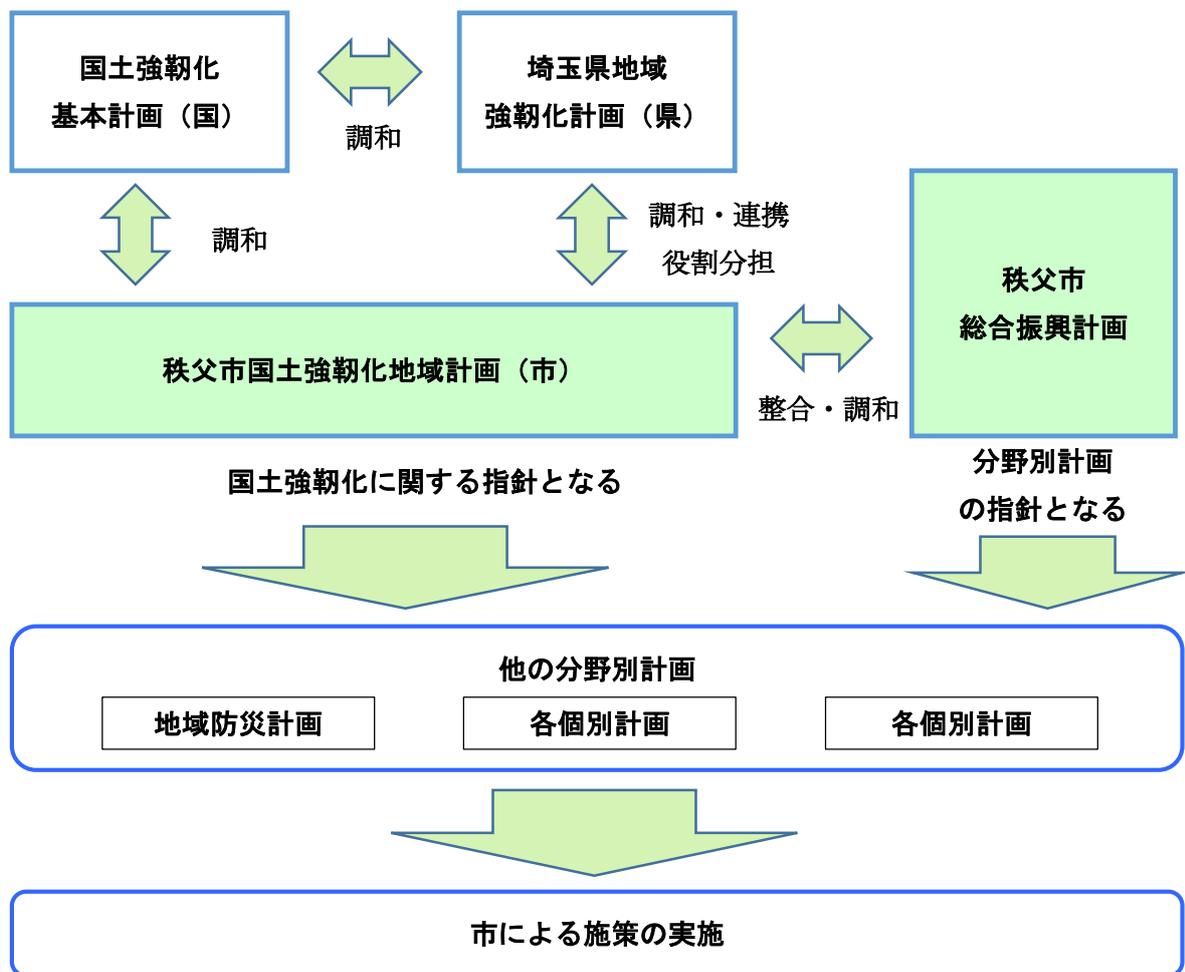
1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画である。

また、本計画は県の県地域計画との調和を保つとともに、本市の総合的な行政計画である「第2次秩父市総合振興計画」とも整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の個別計画等の指針となるものである。

なお、本計画は発災前における平常時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は、発災後の応急復旧のための役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け



参考

【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とする。

第2章 秩父市の概況

2-1 本市の地域特性

(1) 地勢

本市は、埼玉県の北西部にあり、面積は577.83km²で、県全体の約15%に相当する広大な面積を有している。北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、都心まで60～80km圏、さいたま市までは50～70km圏に位置し、周囲に山岳丘陵を眺める盆地を形成している。市域の87%を森林が占め、その面積は県全体の約40%を占めている。また、都県境には標高2,000mを越す甲武信ヶ岳、三宝山、雲取山などの急峻な秩父山地を抱えている。

また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川が市の中央を流れ、その支流域には秩父湖（二瀬ダム）、秩父さくら湖（浦山ダム）、奥秩父もみじ湖（滝沢ダム）、西秩父桃湖（合角ダム）などのダム湖が形成されている。

市の中心部は荒川によって東西に区分され、東部の平坦部分は市街地を形成し、商店街や住宅地が集中しており、西部丘陵地帯の平坦地は、水田など農業用地が多くなっている。

(2) 地形

本市の地形は、関東平野西方の関東山地の東側に位置し、市の南西部地域は2,000m級の峰が連なり、急峻で、突出した峰と狭い谷を特徴とした奥秩父山地を形成し、北東部を1,000m級以下の上武山地、外秩父山地に囲まれた秩父盆地に市街地が形成されている。

秩父凹地帯は、秩父盆地を中心としてそこから北西へ伸びる山中地溝帯や南東へ伸びる谷から構成され、奥秩父山地と上武・外秩父両山地を分ける谷地形を形作っている。

(3) 活断層

本市に最も近い活断層である浦山口断層（確実度Ⅲ[※]活動度C）は、北東—南西の方向性を持ち、長さは7kmである。「日本の活断層」旧版では確実度Ⅱとされていたが、地形的な検討が進み（断層の両側にある中・高位段丘の頂面高度に顕著な差が認められない等）、確実度Ⅲに変更された。地質的には、秩父盆地南縁の日野断層（井尻ほか1950）とおおよそ一致し、地形的には秩父盆地と南側の奥秩父山地を画する境界となっている。

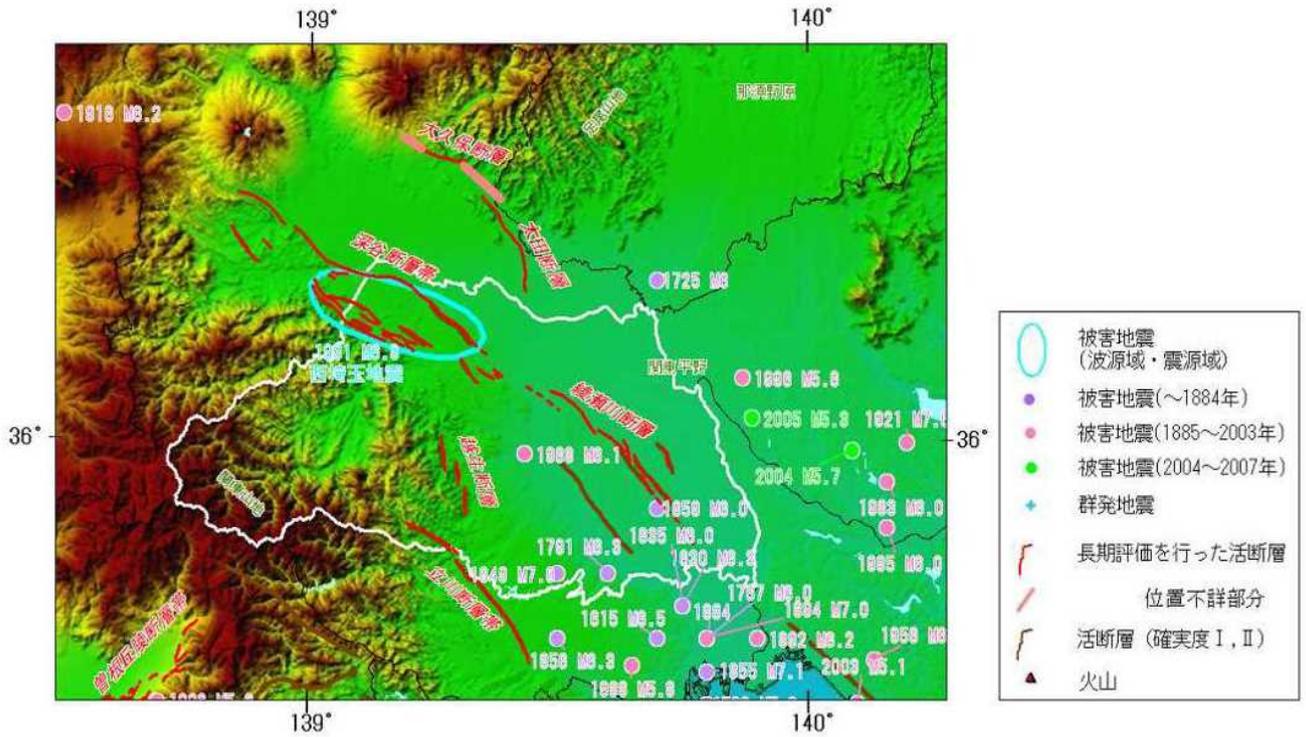
注）※ 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもの。

確実度Ⅱ：活断層であると推定されるもの。

確実度Ⅲ：活断層の疑いのあるリニアメント。

県及びその周辺の活断層の位置図及び評価の概要を次に示す。

■県の活断層



出典)「埼玉県地域防災計画 (資料編)」(平成 31 年 3 月、埼玉県防災会議)

■地震調査研究推進本部が公表した県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活断層における想定的評価 (※)	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
			ランク	30年以内	50年以内		100年以内
深谷断層	7.9 程度	A ランク	ほぼ 0% ~0.1%	ほぼ 0% ~0.2%	ほぼ 0% ~0.5%	0.2~0.6	10,000 年~25,000 年程度 約 6,200 年前以後~約 5,800 年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣~伊奈区間)	7.0 程度	Z ランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.1~0.3	45,000 年~71,000 年程度 約 15,000 年前以後~約 9,000 年前以前
綾瀬川断層 (伊奈~川口区間)	7.0 程度	X ランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
立川断層帯	7.4 程度	A※ランク	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	0.9~2.0	10,000 年~15,000 年程度 約 20,000 年前~13,000 年前
越生断層	6.7 程度	X ランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明

※活断層における今後 30 年以内の地震発生率が 3%以上を「S ランク」、0.1%~3%を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明 (すぐに地震が起きることが否定できない) を「X ランク」と表記している。

地震後経過率が 0.7%以上である活断層については、ランクに「※」を付記している。

出典)「埼玉県地域防災計画 (資料編)」(平成 31 年 3 月、埼玉県防災会議)

(4) 河川

市域を流れる荒川は、埼玉県、山梨県、長野県の三県が境を接する甲武信ヶ岳に源を發し秩父山地から流入する多くの支川を集めながら秩父盆地まで東に流れ、秩父盆地から長瀨溪谷まで北に流れている。

市域を流れる主要河川及びダムは、次のとおりである。

■市域を流れる主要河川

番号	河川名	所在地
1	荒（あら）川	長瀨町（寄居町境）～秩父市大滝 ※二瀬ダム区間は国土交通省管理
77	吉田（よしだ）川	秩父市（赤平川合流点）～小鹿野町藤倉
78	阿熊（あぐま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田阿熊
79	石間（いさま）川	秩父市（吉田川合流点）～秩父市吉田石間
80	長留（ながる）川	小鹿野町（赤平川合流点）～秩父市荒川小野原
83	蒔田（まいた）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市蒔田
84	横瀨（よこぜ）川	秩父市（荒川合流点）～横瀨町芦ヶ久保
85	定峰（さだみね）川	秩父市（横瀨川合流点）～秩父市定峰
88	浦山（うらやま）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市浦山 ※浦山ダム区間は国土交通省管理
89	橋立（はしだて）川	秩父市（浦山川合流点）～秩父市上影森
90	大久保（おおくぼ）谷	秩父市（浦山ダム）～秩父市浦山 ※国土交通省管理
91	安谷（あんや）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市荒川日野
92	大血（おおち）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
93	東谷（ひがしたに）川	秩父市（大血川合流点）～秩父市大滝
94	中津（なかつ）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市中津川 ※滝沢ダム区間は国土交通省管理
95	神流（かんな）川	秩父市（中津川合流点）～秩父市中津川
96	大洞（おおほら）川	秩父市（二瀬ダム）～秩父市三峰 ※二瀬ダム区間は国土交通省管理
97	滝（たき）川	秩父市（荒川合流点）～秩父市大滝
98	豆焼（まめやき）川	秩父市（滝川合流点）～秩父市大滝

注) 番号は、県管理の河川番号である。

■市内のダム

名称	諸元	内容
合角ダム (かっかく)	左岸所在	秩父市上吉田
	河川	荒川吉田川
	目的／型式	FNW／重力式コンクリート
	堤高／堤頂長／総貯水容量(千 m ³)	60.9m／195m／10,250 千 m ³
浦山ダム (うらやま)	左岸所在	秩父市荒川上田野
	河川	荒川浦山川
	目的／型式	FNWP／重力式コンクリート
	堤高／堤頂長／総貯水容量(千 m ³)	156m／372m／58,000 千 m ³
二瀬ダム (ふたせ)	左岸所在	秩父市大滝字大久保
	河川	荒川荒川
	目的／型式	FNP／重力式アーチ
	堤高／堤頂長／総貯水容量(千 m ³)	95m／288.5m／26,900 千 m ³
滝沢ダム (たきざわ)	左岸所在	秩父市大滝字廿六木
	河川	荒川中津川
	目的／型式	FNWP／重力式コンクリート
	堤高／堤頂長／総貯水容量(千 m ³)	132m／424m／63,000 千 m ³

注)「目的」略字は次のとおり。

F：洪水調節、農地防災 N：不特定用水、河川維持用水 W：上水道用水 P：発電

(5) 気象

本市の気候は、大平洋側内陸性気候に属し概ね温暖であるが、盆地であるため寒暖の差が大きく最高気温は 39.3 度、最低気温はマイナス 15.8 度を記録したこともあり、最高気温と最低気温の気温格差は 55.1 度で、全国でも有数の気温格差の大きい地域である。このほか、本市の気候の特性として、年間の平均風速が 1.5m/s と弱いことが挙げられる。また、山地では夏は雷雨が多く発生し降水量も多く、山岳地域では冬季にはかなりの積雪となる。

2-2 本市の社会環境の特性

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、市の人口は昭和 55 年から減少傾向を示しており、35 年の間に 13,320 人減少し、平成 27 年の調査では 63,555 人となっている。

それに対し、世帯数は、平成 12 年までは増加傾向にあったが平成 12 年をピークに減少に転じ、ここ 35 年間では 2,877 世帯増加しているものの、ピーク時の平成 12 年からは 603 世帯減少している。

■人口・世帯数等の推移

[国勢調査、各年 10 月 1 日現在]

年	区分	世帯数	人口	1 世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和 55 年 (1980)		21,161	76,875	3.6	133
昭和 60 年 (1985)		21,803	76,275	3.5	132
平成 2 年 (1990)		22,743	75,845	3.3	131
平成 7 年 (1995)		24,045	75,618	3.1	131
平成 12 年 (2000)		24,641	73,875	3.0	128
平成 17 年 (2005)		24,365	70,563	2.9	122
平成 22 年 (2010)		24,146	66,955	2.8	116
平成 27 年 (2015)		24,038	63,555	2.6	110

注) 平成 12 年以前の値は、国勢調査のデータを用い市町村合併を考慮して集計した。

人口密度は、市の面積を 577.83km² として算定した。

年齢別人口

市の人口は、令和 2 年 10 月 1 日（住民基本台帳）現在 61,340 人となっている。

そのうち、年齢別人口の割合は、年少人口が 6,723 人（11.0%）、生産年齢人口が 33,945 人（55.3%）、老年人口が 20,672 人（33.7%）であり、その中で 75 歳以上の割合は 17.8%（10,911 人）となっている。

昼夜別人口

平成 27 年の国勢調査データでは、市の夜間人口は 63,555 人、昼間人口は 61,037 人であり、昼間人口は夜間人口に比べ 2,518 人少ない。

市外への通勤者及び通学者数

首都圏の昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。平成 27 年の国勢調査データでは、市外への通勤及び通学者の総数は 9,506 人で、そのうち県外へは 1,246 人が通勤・通学している。

要配慮者人口

市の要配慮者の人口については、住民基本台帳、要介護認定及び障がい者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

ア 高齢者

市の65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在20,672人で全体の33.7%を占め、なかでも災害時に特に配慮が必要と考えられる75歳以上の高齢者は、10,911人で全体の17.8%となっている。また、要介護認定者数は、3,908人となっている。

イ 乳幼児

市の6歳未満の乳幼児は、令和2年10月1日現在2,281人で全体の3.7%となっている。

ウ 障がい者

市の障がい者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在3,236人で全体の5.3%となっている。

エ 外国人

市の外国人の人口は、令和2年10月1日現在600人で全体の1.0%となっている。

(2) 建物

平成30年住宅・土地統計調査によると、市の住宅棟数は、平成30年10月1日現在、全部で23,860棟あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は8,340棟で全体の約35.0%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は4,700棟で全体の約19.7%となっている。

なお、市では「改定 秩父市建築物耐震改修促進計画」（令和元年7月）を策定しており、市の住宅耐震化率の目標を令和5年度末までに95%としている。

(3) 道路交通

道路

市の道路は、東西の国道299号と南北の国道140号を骨格として、県道、市道などにより道路網が形成されている。国道140号皆野秩父バイパスは、西関東連絡道路として市の西側を通過し、埼玉県と山梨県を結ぶ地域高規格道路として整備されている。

市内の道路整備は進んでいるものの、多くの観光客が訪れる行楽シーズンを中心に、市内各所で交通渋滞が慢性的に発生している。

公共交通

市の公共交通は、西武鉄道及び秩父鉄道の鉄道2路線と西武観光バス、秩父市営バス及び小鹿野町営バスによる路線バス22系統により構成されている。

公共交通機関の利用者は減少傾向にあるが、学生や高齢者などを中心にその需要は高まっている。山間部を多く抱える本市においては、鉄道駅やバス停留所が少なく、日常生活に不便な状況が生じている。

(4) 土地利用

市の土地利用を地目別面積の割合で見ると、その他を除くと山林が最も多く全体の36.07%を占め、以下順に、畑の2.95%、宅地の2.29%、雑種地の1.23%となっている。

ただし、地目その他のほとんどを保安林が占めることから、市の実質的な森林面積の割合は市の面積全体の約87%となっている。

■地目別面積

[令和元年1月1日現在]

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積(ha)	224.0	1,705.3	1,323.0	221.2	20,842.4	337.1	707.7	32,422.3	57,783.0
比率(%)	0.39	2.95	2.29	0.38	36.07	0.58	1.23	56.11	100

注1) 田及び畑の面積には、介在田・介在畑(農地転用を行った土地)の面積を含む。

注2) 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地

注3) 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等である。

資料：令和元年埼玉県統計年鑑

(5) 産業・経済

平成29年度の市内総生産は、名目で2,161億円と県内第31位の規模となっている。

農業・林業の第一次産業は、後継者不足や従事者の高齢化により耕地面積、農林業従事者ともに減少しているが、平成30年度の農業生産額は約15億円となっている。

作物別では野菜の産出額が約5億円で、次いで、乳用牛、果実となっている。

森林は、水源かん養、土砂流出等の災害防止など、多面的な機能を持っており、適正な整備・保全による機能の維持・向上が重要となる。

■主な作物別農業生産額の推移

単位：千万円

年	区分	総数	米	野菜	果実	乳用牛	その他
平成28年度		180	11	68	29	38	34
平成29年度		169	11	59	27	38	34
平成30年度		154	10	54	24	36	30

資料：市町村別農業産出額(推計)

製造業等の第二次産業は、令和元年6月1日現在の事業所数は152事業所、従業者数は5,300人、製造品出荷額等は1,084億円となっている。

業種別では、情報通信機械器具製造業の出荷額が227億円、次いで、電子部品・デバイス・電子回路の118億円、窯業・土石製品製造業の118億円、輸送用機械器具製造業の99億円と続いている。

■工業の状況

単位：事業所、人、万円

産業分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額	粗付加価値額
総数	152	5,300	10,844,187	4,244,185
情報通信機械器具製造業	4	669	2,269,923	397,045
電子部品・デバイス・電子回路	6	621	1,181,420	571,521
窯業・土石製品製造業	9	318	1,177,007	678,851
輸送用機械器具製造業	10	599	985,825	321,862
電気機械器具製造業	6	542	937,785	401,042
金属製品製造業	27	624	720,461	364,544
木材・木製品製造業（家具除く）	6	162	543,855	142,049
繊維工業	12	202	499,738	142,914
業務用機械器具製造業	7	303	496,023	177,584
その他	65	1,260	2,032,150	1,046,773

注) 事業所数・従業者数は、従業員4人以上の事業所の数値（令和元年6月1日現在）。製造品出荷額は、平成30年1年間の数値。

資料：令和元年工業統計調査

商業の第三次産業の内、卸売業については、平成28年度の事業所数は119事業所、従業者数は628人、年間商品販売額は182億円となっている。

また、小売業については、平成28年度の事業所数は、533事業所、従業者数は3,570人、年間商品販売額は635億円となっている。

■商業の推移

単位：事業所、人、万円

区分 年	卸売業			小売業		
	事業所数	従業員数	年間商品販売額	事業所数	従業員数	年間商品販売額
平成24年	103	541	1,539,800	571	3,661	5,804,400
平成26年	116	587	1,591,700	539	3,445	6,096,300
平成28年	119	628	1,816,300	533	3,570	6,346,000

資料：平成26年は商業統計調査、平成24・28年は経済センサス

2-3 過去に被害をもたらした災害

(1) 風水害及び土砂災害

過去に本市に被害をもたらした風水害及び土砂災害は、次のとおりである。

■市における主な気象災害

発生年	災害種	被害概要
1947年 (S22)	水害	キャサリン台風により総雨量が610.6ミリ、9月15日の日降水量は519.7ミリ、最大1時間雨量は78.0ミリに達した。
1966年 (S41)	風水害	9月25日、台風26号による風水害。瞬間最大風速35.5メートルを記録し、秩父郡下で、死者3、重軽傷者19、家屋倒壊62。秩父神社で境内の巨木の倒伏・切損したものが多く、社殿にも大被害があり、全面的に解体修理が行われるにいたった。秩父市にも災害救助法が適用された。
1971年 (S46)	風水害 土砂災害	8月30日から31日、台風23号による風水害。総降水量は秩父288ミリ、影森356ミリに達し、秩父地区で負傷者2人、家屋全半壊2棟、浸水55棟、崖崩れ18か所、道路損壊23か所、護岸損壊12か所、農作物被害907ヘクタール(2億6千万円)、山地崩壊43件、林地崩壊13件等の被害があった。
1972年 (S47)	風水害 土砂災害	9月15日から17日、台風20号。総降水量は秩父313ミリ、影森347ミリに達し、1時間最大量は78ミリを記録し、最大瞬間風速は26.3メートルに達した。秩父地区で家屋の損壊15棟、浸水75棟、道路損壊14か所、崖崩れ10か所、林地崩壊22か所、水道の断水・濁水が3,000戸、農作物被害970ヘクタール(1億3千万円)の被害があった。
1983年 (S58)	水害	8月14日から18日、台風5号、6号。総降水量は、秩父422ミリ、浦山678ミリに達し、市内で住家半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水2棟、床下浸水17棟、市道被害6か所、林道被害2か所等の被害があった。
1985年 (S60)	竜巻被害	8月12日、雷雨、たつ巻。たつ巻中心部の大きさは40～50メートル、推定風速40メートル/秒、被災距離は600～700メートル幅120メートルであり、市内の被害は、住家の一部破損18棟、床下浸水4棟等であった。
1999年 (H11)	水害 土砂災害	8月13日から14日、熱帯低気圧。日降水量は、秩父394ミリ、浦山390ミリ、総降水量は、秩父450ミリ、浦山479ミリに達した。市内の被害は、住宅半壊3棟、一部破損1棟、床上浸水17棟、床下浸水106棟、非住家全壊2棟、半壊3棟、床下浸水17棟、市道被害29か所、林道被害18か所、市管理河川被害4か所、崖崩れ21か所、断水200戸、用水取水工1か所等であり、被害総額は約5億8千万円に達した。
2019年 (R1)	水害 土砂災害	10月12日から13日、台風19号(令和元年東日本台風)。12日の日降水量は、秩父511ミリ、浦山635ミリ、三峰549ミリ、上吉田434ミリに達し、大雨特別警報が発表された。市内の被害は、住家の全壊4棟、半壊4棟、一部損壊(準半壊)1棟、非住家の大規模半壊2棟、半壊2棟、一部損壊(準半壊)2棟をはじめ、水道の断水や市道・林道等にも多数の被害が発生し、1千人の市民が避難所へ避難した。災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

資料) 市資料

(2) 地震災害

近年、埼玉県内に大きな地震被害をもたらした地震としては、1923年9月1日の関東大震災、1931年9月21日の西埼玉地震、最近では、2011年3月11日の東日本大震災がある。また、被害程度は大きくないものの市域付近において1979年及び1988年に地震が発生している。

市の地震被害の発生状況は、次のとおりである。

■市における被害地震

発生年月日	震源等	M	被害概要
1931.9.21 (昭和6)	西埼玉地震	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。 秩父郡太田村八人峠にかなりの地すべりがあり。
1979.7.13 (昭和54)	秩父市付近	4.7	東京都西部で落石、タンスの倒れた家数軒あり。
1988.9.29 (昭和63)	正丸峠付近の地震	5.0	震央一体で落石や墓石の移動。 秩父市、日高町の一部で建物被害が報告される。
2011.3.11 (平成23)	東日本大震災	9.0	震度5弱。本庁舎及び市民会館が被災した。 発電所の停止により、長期の計画停電となった。

(3) 大雪災害

2014年(平成26年)2月14日から15日にかけて、急速に発達した低気圧と上空の寒気の影響により、市では、観測史上最大となる98cmの積雪を記録した。この大雪の影響で、国・県道路の通行止め及び鉄道や路線バスの運休等により交通機関に影響を及ぼした。

また、住家の全壊等の建物被害に加え、停電約1,100世帯、断水約146世帯のライフライン被害や除雪が進まず約750世帯が孤立したほか、雪崩によりトンネル内に車両が孤立する人的被害が発生した。

さらに、ハウス栽培用の農業用施設の倒壊により、約4億円の農業被害が発生した。この大雪に伴う被害の概要は、次のとおりである。

■平成26年の市における大雪被害

項目	被害概要
建物被害	住家全壊1件、半壊1件、一部損壊 838件、 非住家全壊546件、半壊215件、一部損壊385件
罹災証明・被災証明発行件数	罹災証明1,412件、被災証明212件
農業被害	被害額4億682万円
除雪費用(市道)	1億5,127万円
災害お見舞金	189人 576万円

2-4 想定する大規模自然災害

(1) 想定する大規模自然災害の範囲

市内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、土砂災害、大雪の4種類を基本とする。

(2) 想定する大規模自然災害の規模

- ① 地震により市内で発生すると想定される災害の規模は、関東平野北西縁断層帯を震源とするもので、マグニチュード8.1、震度6強で、人的被害が死者1人、負傷者20人、建物被害が全壊13棟、半壊141棟、避難者数は最大で179人、ライフライン被害は、停電人口555人、断水人口686人、下水道の機能支障人口が5,619人と想定されている。

■「関東平野北西縁断層帯地震」の地震被害と市の主な防災対策

被害想定項目		地震被害	主な防災対策
建物被害 (棟)	全壊	(揺れ) 8棟 (急傾斜地崩壊) 5棟	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震化の推進 ➢ 被災建築物危険度判定体制の整備 ➢ 消火体制の整備 ➢ 土地利用の適正化(土砂災害)
	半壊	(揺れ) 129棟 (急傾斜地崩壊) 12棟	
	焼失	44棟	
人的被害 (人)	死者	1人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 初動医療体制の整備 ➢ 医療救護班の派遣体制の整備 ➢ 後方医療機関への搬送体制の整備
	負傷者	20人	
	うち重傷者	1人	
生活支障 (人)	避難者	(1日後) 111人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 想定される最大避難者約200人を収容可能な指定避難所の整備 ➢ 避難者及び災害救助従事者用数に対応可能な量の飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ➢ 避難情報の多様な伝達手段の整備 ➢ 避難所運営マニュアルの整備
		(1週間後) 138人	
		(1ヶ月後) 179人	
	帰宅困難者	(平日) 4,687人 (休日) 7,376人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一時滞在施設の確保 ➢ 飲料水・食料備蓄の推進
	応急仮設住宅等 需要数	12棟	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 仮設住宅用地候補地の選定
ライフライン	上水道	断水人口 686人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 秩父広域市町村圏組合水道局との連携強化 ➢ 飲料水の備蓄
	下水道	機能支障人口 5,619人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 下水道施設の耐震強化 ➢ 仮設トイレの確保

ン	電力	停電人口	555 人	▶ 防災拠点における非常電源の確保
	都市ガス	供給停止件数	0 人	－
	電話	不通回線率	0.05%	▶ 多様な情報伝達手段の整備
		携帯不通率	0.1%	
その他	災害廃棄物	(重量) 0.9 万トン (体積) 0.6 万 m ³	▶ 廃棄物処理体制の整備 ▶ 廃棄物仮置き場候補地の選定	

② 洪水により市内で発生すると想定される災害の規模については、埼玉県が公表した、水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川（18 河川）以外の県管理河川の水害リスク情報図の情報を踏まえ、1,000 年に 1 度の確率で発生すると想定される最大規模の降雨量（72 時間総雨量 1,000 ミリ）により、洪水浸水想定区域への浸水や河岸浸食による家屋の倒壊が発生するものとする。

土砂災害については、想定最大規模の降雨量（72 時間総雨量 1,000 ミリ）を伴う台風等の大雨や集中豪雨等により、ほとんどの土砂災害特別警戒区域で土砂災害が発生するものとする。

③ 大雪により市内で発生すると想定される災害の規模については、観測史上最大の 98cm の積雪を記録した平成 26 年の大雪災害と同規模の被害とし、交通の途絶、孤立集落の発生、構造物の損壊、農作物被害、架線切断による停電等の被害が発生するものとする。

想定する大規模自然災害と災害の規模

大規模自然災害	災害の規模
地震	・ 関東平野北西縁断層帯地震 (深谷断層帯・綾瀬川断層による地震) マグニチュード 8.1、震度 6 強
洪水	・ 1,000 年に 1 度の確率で発生すると想定される最大規模の降雨量（72 時間総雨量 1,000 ミリ）により、水害リスク情報図の洪水浸水想定区域まで河川の水位が上昇し、河川が越流する状況
土砂災害	・ ほとんどの土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の一部で土砂災害が発生する状況
大雪	・ 平成 26 年の大雪と同規模の災害 積雪 1m

第3章 国土強靱化の基本的な考え方

3-1 基本目標

国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を、次のとおり設定した。

- ①市民の生命を最大限守ること
- ②地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- ③市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- ④迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

3-2 事前に備える目標（行動目標）

4つの基本目標を基に、国の基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標4 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標6 経済活動の機能を維持する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

3-3 強靱化を推進する基本方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、県地域計画を踏まえ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市民、民間事業者等の関係機関との適切な連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(2) 地域の特性に応じた施策の推進

- 市の中心部は、周囲を山に囲まれた盆地で、面積は578㎡、市域の約87%を森林が占めていること、夏と冬、昼と夜の気温格差が大きいなど、本市の特性に応じた取組を進めること。
- 高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に十分配慮した取組を進めること。

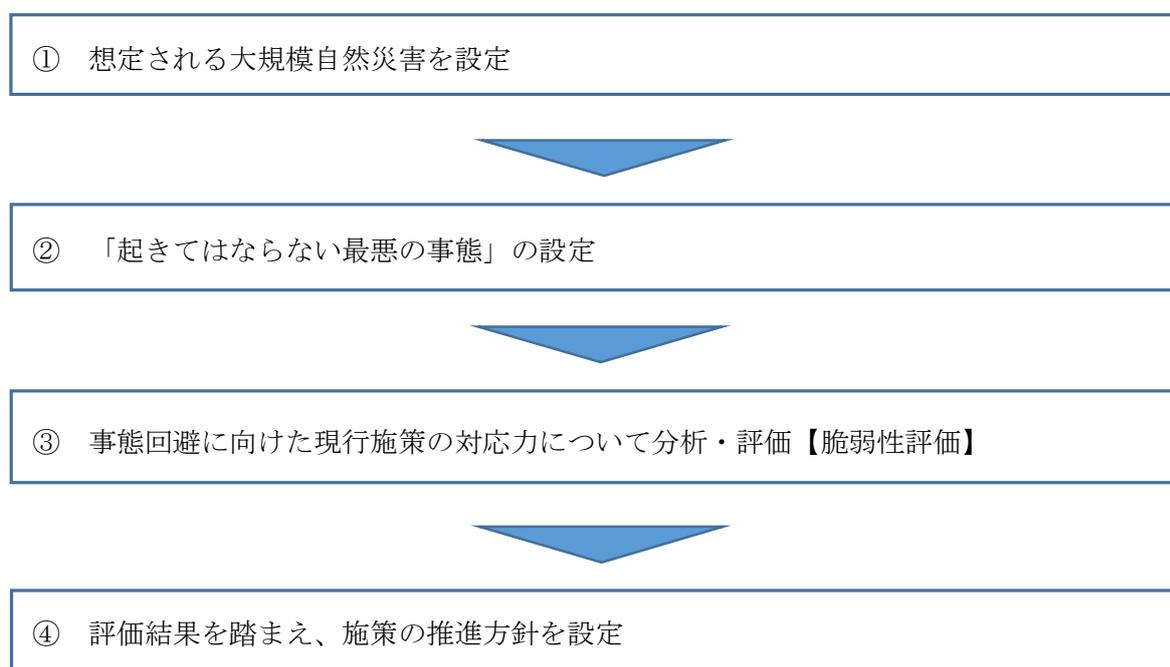
第4章 脆弱性評価、対応方策の検討

4-1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組により脆弱性評価を実施する。

○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



4-2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は国の基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの事前に備える目標（行動目標）に対応させた、28の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備える目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標（行動目標）		起きてはならない最悪の事態	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	地震による建築物の倒壊や火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	浸水・大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-5	大雪による交通途絶により、多数の要救助者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
		2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
		3-3	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
		3-4	孤立集落が発生する事態
		3-5	情報通信が輻輳・途絶し、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6	経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
		7-3	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者が発生する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

4-3 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避に向けた評価

(1) 評価の方法

設定した28の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録及びその事態の具体的状況の例を基に、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち、市の取組を中心に抽出しその取組内容を整理した。

これらを踏まえ、事態の発生回避・被害軽減の可能性を検討し、28の「起きてはならない最悪の事態」について、事態の発生回避・被害軽減に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

- ・ 大規模自然災害による28のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要である。
- ・ 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。市民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- ・ 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平常時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- ・ 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

4-4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価

28の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、課題を整理し、現在の対応力について評価・分析を行い、「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための施策推進方針を設定する。

評価の結果は、別表1のとおりである。

第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針

5-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、県地域計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

施策分野

個別施策分野	1	行政機能
	2	住宅・都市
	3	保健医療・福祉
	4	エネルギー
	5	情報通信
	6	産業
	7	交通・道路
	8	農業・林業
	9	環境
	10	国土保全・土地利用
	11	ライフライン
	12	教育
横断的分野	13	地域づくり・リスクコミュニケーション
	14	老朽化対策

5-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した28の「起きてはならない最悪の事態」の関係は、別表2のとおりである。

5-3 施策分野ごとの施策推進方針

上記の14の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

施策推進方針に基づき、必要な具体的事業を実施していく。それらの事業については、「秩父市国土強靱化地域計画事業一覧」（別表3）に整理する。

なお、「事業一覧」は、各事業の実施状況に合わせて更新する。

施策分野	1 行政機能
施策推進方針	
<p>○庁舎等の防災拠点となる施設等の耐震化・維持管理等の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設となる庁舎等の公共施設について耐震化の推進を図る。特に、市有施設において、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化を一層促進する。 ・今後は、「秩父市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。 ・防災拠点におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備を促進する。 ・社会福祉施設（高齢者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により、安全性の確保を図る。 ・社会福祉施設（障がい者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により、安全性の確保を図る。 ・市立保育所、公民館、市立図書館、保健センターや各種スポーツ施設など、市が所有する公共施設に関しては、新築、改築及び耐震診断に応じた補強工事等を実施し、安全性の確保と利便性の向上を図る。 <p>○被害発生の高危険地域に立地する公共施設対策の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害発生の高危険地域に立地する公共施設について、施設建替え時に区域外への移転や建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し嵩上げ等の改修による機能維持、災害時の避難確保計画の作成等、状況に応じた対策を進める。 <p>○避難所の指定、耐震化・設備整備の促進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するためのバリアフリー化など施設整備の取組を促進する。 ・福祉避難所の指定に向けた取組を一層推進する。 ・避難所等におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備を推進する。 <p>○消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化【1-1, 2-1, 7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な消防団詰所の更新整備、消防団車両の更新、配備や消防水利の不足している地域等への消防水利施設の整備を図るとともに、消防団員に対し各種研修を推進し、消防力の充実を図る。 ・大規模災害等において重要な役割を担う消防団の人員確保及び施設、装備の充実を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化や自主防災組織の活動の活性化など、地域における防災体制の強化を図る。 <p>○自主防災力の強化と活性化【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-4, 5-5, 7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。 ・自主防災組織が整備する発電機、防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進する。 ・自治会や地区市民委員会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。 ・家具の固定、非常時持出品や3日以上の水・食料の備蓄の取り組みを働きかける。 	

○防災意識の高揚、防災教育の充実【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-4, 5-5, 7-1】

- ・広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を実施し、防災に関する知識の普及啓発を図る。
- ・市民に対する各種訓練や年間を通しての広報等により防火意識の高揚に努める。
- ・住宅火災を防止するため、火災警報器の設置・更新を促進するとともに、通電火災を防止するための感震ブレーカーの普及啓発に努める。

○土砂災害に対する警戒避難体制の整備【1-2】

- ・土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

○洪水・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定【1-2】

- ・洪水や土砂災害の発生が予想される際避難勧告等の具体的な発令基準を策定し、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

○洪水ハザードマップの作成【1-2】

- ・洪水時の浸水想定区域や避難に関する情報を予め住民に周知するための洪水ハザードマップを作成し、市民や転入者等に配布する。また、総合防災訓練や自主防災組織リーダー養成講座等で洪水ハザードマップを普及促進する。

○タイムラインの運用【1-2】

- ・災害発生の前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。

○防災活動拠点等の強化【1-4, 3-5, 4-1】

- ・災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を行う。
また、災害対策本部が設置される市役所本庁舎や支所地域の防災拠点となる吉田・大滝・荒川の各総合支所の防災体制を維持できるように、公共施設の耐震化を進めるとともに、物的、人的資源の維持、強化を実施する。
- ・防災拠点施設について、耐震診断、耐震改修を促進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進する。
- ・自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用を努める。
- ・平時から避難所の環境整備を推進し、安全で良好な避難生活の提供を図る。

○防災訓練の充実【1-4】

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から防災訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による総合防災訓練に取り組む。

○豪雪災害時の災害救助法の適用【1-5】

- ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

○孤立地域の消防防災ヘリ等の活用【1-5】

- ・孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。災害時に9か所のヘリポートが活用できるよう日頃から整備しておく。
- ・緊急を要する事案については、災害の状況に応じて、消防、警察、自衛隊等のヘリコプターによる救助を要請し、対応する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築を図る。

○相互応援・協力体制の強化【2-1, 4-1, 5-1】

- ・災害協定等相互応援・協力体制の強化を図るとともに、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を図る。
- ・大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。

○自衛隊との連携強化【2-1】

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

○警察との連携強化【2-1, 3-2】

- ・災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

○業務継続に必要な体制の整備【4-1】

- ・地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「秩父市業務継続計画（電力途絶編）」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。
- ・災害時には、業務継続計画に基づいた優先的に実施すべき業務を迅速かつ的確に行い、行政機能の維持に努める。

○市職員に対する防災教育の実施【4-1】

- ・地域防災計画等による防災教育を推進するとともに、防災訓練や各種講習会を実施し、市職員の防災能力の向上を図る。

○緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保【4-1, 5-1】

- ・石油関係団体と防災協定を締結し、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。
- ・災害時の燃料等備蓄場所として、消防本部に申請し本庁・支所管内で仮貯蔵等場所を指定しておく。

○物資の供給体制【5-1】

- ・家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き、総合防災訓練や防災リーダー養成講座等で周知を行う。
- ・市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。また、備蓄及び調達品目については、アレルギー対策等を考慮して選定する。

○支援物資の供給等に係る連携体制の整備【5-1】

- ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る。
- ・大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点、救援物資の集積拠点及び輸送の中継拠点などの機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
- ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

○災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備【5-5】

- ・NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組を促進する。

○土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備【7-2】

- ・豪雨や巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念される場合に県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知する。

○公共施設の計画的な老朽化対策の推進【1-1】

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、活用する施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

《目標指標》

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 83.3% (H28) → 95.0% (R5)
- ・自主防災組織リーダー養成講座の参加町会数 52 町会 (R1) → 60 町会 (R7)
- ・防災訓練を実施した自主防災組織の割合 100.0% (R1) → 100.0% (R7)
- ・備蓄品の整備率（アルファ米） 76.8% (R1) → 100.0% (R7)

施策分野	2 住宅・都市
施策推進方針	
<p>○住宅・建築物等の耐震化の促進【1-1, 3-1, 8-1, 8-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修費（耐震診断費用、改修工事費）の一部助成等により、住宅の耐震化を促進する。 ・病院、店舗等、多くの方が利用する建築物の耐震化を促進する。 ・危険なブロック塀等の撤去を支援し、倒壊による被害を抑制する。 <p>○市営住宅の耐震化及び老朽化対策の促進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化が必要な市営住宅について、建替えや用途廃止の可否等を検討し耐震化を進める。 ・市営住宅について、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改修等）を推進する。 <p>○緊急輸送道路等の沿道の建築物の耐震化【1-1, 3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。 <p>○屋外広告物の落下防止対策の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に屋外広告物の転倒や落下等による被害の発生を未然に防止するため、安全点検の必要性を設置者に周知し確実に実施されるよう啓発を推進する。 <p>○家具の転倒防止対策の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。 <p>○街路・都市施設の整備【1-1, 3-1, 3-3, 7-1, 8-1, 8-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進し、市街地における防災機能を強化する。 ・中心市街地における大規模災害時の対応能力を向上させるため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業にあわせた防災施設の整備や、土地区画整理事業等による密集市街地の防災性の向上を推進する。 ・地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の避難路及び救急搬送路となる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝の整備等を進め、無電柱化を推進する。 <p>○空き家対策の推進【1-1, 7-1, 8-1, 8-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正な管理の助言・指導や除去・解体その他保安・衛生上必要となる措置を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。 ・住宅の適正管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。 	

○都市公園・緑地の整備及び維持管理の推進【1-1】

- ・都市公園については、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。
- ・都市公園の整備・充実を図るとともに、緑地や公園などの整備、公園の維持管理に努める。
- ・まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市緑地として積極的に活用し整備を推進する。

○市街地の整備【1-1, 7-1】

- ・地区計画、建築協定制度等による市民主体のまちづくりを支援し、地域特性に応じた良好な住環境を整備する。
- ・良好な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発・建築指導を推進する。
- ・都市的土地利用の推進を図るため、都市計画基礎調査等に基づき区域区分の見直しや地区の特性に応じた地域地区の変更を行う。
- ・地域住民と連携した地区計画の導入や、建築協定の締結促進、条例による開発行為等の指導などにより、質の高い土地利用を誘導する。
- ・質の高いコンパクトなまちづくりを推進するため、中心市街地の定住促進につながる支援を行い、居住人口の増加による活力とにぎわいのある中心市街地の創出を図る。
- ・中心市街地の低・未利用地は、土地・建物の共同化などの民間による再開発事業や優良建築物整備事業等の誘導・支援を行う。
- ・商業者、関係団体、関係機関と連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画に基づいた施策を推進し、中心市街地の交流人口・居住人口の増加を目指す。

《目標指標》

- ・都市計画道路整備率 32.4% (R1) → 32.7% (R7)
- ・住宅の耐震化率 77.3% (H30) → 95.0% (R5)
- ・情報提供があった空き家の問題解決割合 44.0% (R1) → 55.0% (R7)

施策分野	3 保健医療・福祉
施策推進方針	
<p>○避難行動要支援者等への支援【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等の災害弱者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する。 ・災害時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供などを実施する。 <p>○救急医療体制の充実【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会、秩父郡市薬剤師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の診療体制の充実を図るとともに、病院群輪番制病院を支援し、第二次救急医療体制の充実に努める。 ・秩父広域市町村圏組合は、二次救急輪番医療機関に対し、救急輪番日数に応じた支援を行うことで救急搬送受け入れ体制の円滑化を図る。 <p>○地域医療の充実【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療提供体制のあり方や医師の定着促進を図るため、市立病院とかかりつけ医との連携を強化促進し、地域医療体制の充実を図る。 ・公的医療機関の運営経費に対して助成し、医療体制の強化を図る。 <p>○医療救護活動の協力体制の強化【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、県や医師会等と協力体制の強化を図る。 ・医薬品、医療器具等医療救護活動に必要な物資について、県や医師会等と協力し、調達態勢の整備を図る。 <p>○災害時の医療支援体制の構築【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療支援体制について、平常時から関係機関との情報共有、役割分担の確認等を行い、関係機関との連携の強化を図る。また、県が開催する研修会等へ積極的に参加して連携の手法の習得を図る。 ・県の医療支援体制と整合が図られた市の医療支援体制の構築を図る。 <p>○民間事業所等との連携強化【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。 ・災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。 <p>○災害派遣福祉チーム（DWA T）による支援の促進【2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携によりDWA Tの取組みを促進する。 	

○感染症予防対策の推進【2-3, 5-5】

- ・ 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期的予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- ・ 避難所における感染症のまん延防止のため、マスク・消毒液等の物資の備蓄を推進する。また、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、間仕切りテント等を配備するなど、プライバシーの配慮及び生活空間の衛生の確保を図る。
- ・ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道等の道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

○職業と家庭の両立支援【6-1】

- ・ 保育サービスや放課後児童対策の充実を図り、職業と家庭の両立を支援する。

《目標指標》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率 90.5% (R1) → 95.0% (R7)
- ・ 災害時の保健衛生用品の備蓄・更新
100% (R1) → 消費期限における定期的な更新を実施 (R7)

施策分野	4 エネルギー
施策推進方針	
○電力・ガス等のエネルギー供給体制・復旧体制の強化【5-2】 <ul style="list-style-type: none">・ 電力・ガス等の供給施設の耐震化を促進するとともに、平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連携体制を強化する。	
○大規模停電発生時の対応【5-2】 <ul style="list-style-type: none">・ 大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、東京電力パワーグリッド(株)が行う停電復旧のため、大型車が進入可能な広さの資器材・車両置場の確保及び市道及び林道の倒木の除去等について、道路啓開を実施する。 必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して停電エリアを設定し早期の道路啓開を実施する。 また、停電復旧のために必要な国・県道及び林道の道路啓開について、倒木の除去等について県へ要請する。	

施策分野	5 情報通信
施策推進方針	
<p>○市民等への情報伝達体制の強化【1-4, 2-1, 3-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に防災行政無線（同報系）のデジタル化の整備を行ったが、戸別受信機は、土砂災害警戒区域や避難行動要支援者へ優先的に配布を行ったため、防災行政無線が聞き取りにくい世帯には配布されていない。引き続き、聞こえにくい地域等の必要な世帯へ戸別受信機の配布を行う必要がある。 また、防災用移動無線機を順次更新し、防災情報の伝達体制を引き続き確保する。 ・情報通信の麻痺に備え、市民への情報伝達手段として、広報車両、安心・安全メール、市ホームページ、防災行政無線、ちちぶエフエムによる放送、SNS及びLアラート（災害情報共有システム）等、多様な媒体による伝達体制の確立を図る。 <p>○孤立危険性のある集落との通信手段の確保【3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として衛星携帯電話等を配備するほか、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う。 <p>○ICT部門における業務継続体制の整備【4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じる。それとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。 ・災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進する。 	

施策分野	6 産業
施策推進方針	
<p>○平常時からの産業の振興及び企業誘致【6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の操業前後のフォローアップを行い、地域内企業の支援による産業振興と本市への企業立地を促進する。 <p>○企業の事業継続体制の強化【6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要業務を継続するため、企業による事業継続計画（BCP）の策定を促進し、企業活動の停滞の防止を図る。 ・崖地に隣接する工場に対して、対策工事を促進することにより、安定的な生産活動を支援する。 <p>○災害時の情報発信体制の構築【6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から関係団体・関係機関との連携を強化し、正確な被害情報を収集し、その情報を迅速に発信できる体制を構築する。 	

施策分野	7 交通・道路
施策推進方針	
<p>○主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保【1-1, 3-1, 3-3, 5-1, 8-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動や被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保や食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、また、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐために必要な主要幹線等の重要性の高い市道について、道路整備（拡幅等）を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装及びトンネル等道路附属物の長寿命化を推進する。 ・救急救援活動等に必要な主要幹線等の重要性の高い市道やその代替路、補完路等について、道路整備（拡幅等）を推進する。 ・平時から関係団体との連絡体制を構築するとともに、装備資機材の充実を図るなど、道路啓開体制の構築を図る。 <p>○鉄道施設の耐震化・防災対策の促進【1-3, 3-1, 3-3, 8-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた整備を促進する。 ・災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組を促進する。 ・鉄道施設は、鉄道事業者の管理施設であるため、本市が対策を進めることは困難であることから、鉄道事業者に対して耐震化等の対策を行うことを促進していくとともに、災害が発生した場合の協力体制の構築を進める。 <p>○道路の除雪体制の強化【1-5, 3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪災害に備え、市民生活の安心・安全と経済活動の確保を図るため、主要幹線道路を中心に効率的な除雪及び路面凍結対策が適切に実施できるよう、関係機関との連携を図る。 ・各道路管理者（県、市）は、豪雪等の異常気象時に備え、通行止めにより除雪を実施する箇所の確認や雪置き場の確認などの情報共有を行い、相互連携の構築を図るとともに、除雪作業を請け負う事業者との連携等の総合的な対策を図る。 <p>○孤立集落アクセスルートの確保【1-5, 3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事を推進する。 <p>○道路施設の老朽化対策の推進【3-1, 3-3, 3-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動に必要な主要幹線等の重要性の高い市道や孤立集落への路線等については、被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、道路施設の老朽化対策を推進する。 ・橋梁をはじめ、道路施設等の老朽化対策については、各施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新を推進する。 ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊などの要対策箇所について、計画的な整備を推進する。 	

○路線バス等地域公共交通の確保【3-3】

- ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

○農道施設の長寿命化対策の推進【3-3, 3-4】

- ・農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

○林道施設の長寿命化対策の推進【3-3, 3-4】

- ・林道として管理している林道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

○災害に強い路網整備の推進【3-3, 3-4, 8-4】

- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

○建設関係団体との連携強化【8-5】

- ・各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、連携強化を図る。

○復旧・復興を担う人材の育成【8-5】

- ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援、市技術系職員の技術継承と向上を図る体制を確保する。

《目標指標》

- ・無電柱化整備延長 360m (R2) → 1,140m (R7)

施策分野	8 農業・林業
施策推進方針	
<p>○森林の公益的機能の維持・増進【3-4, 8-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の貯留、水資源の涵養、良好な景観形成、土砂災害の防止等、多面的機能を有する森林の保全を促進する。 ・森林が持つ多面的機能を維持するため、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。 <p>○災害時における生鮮食料品の安定供給【5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設地方卸売市場において、「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市場などと連携を図るとともに、老朽化対策を推進する。 <p>○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な農業水利施設（パイプライン・揚水機場等）について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。 <p>○農業生産基盤の整備【6-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。 <p>○ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進【7-2, 8-2, 8-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため実施した、防災重点ため池の点検・耐震診断結果に基づき、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、防災重点ため池については、作成した「ため池ハザードマップ」を公表し、住民の避難体制整備を推進する。 <p>○農地・農業用施設等の保全管理の推進【8-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や農業施設を管理・保全する活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し、多面的機能の発揮と農村の振興を図る。 ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、水路、農道等の保全管理を推進する。 ・野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が懸念されることから、地域・関係機関と連携し、鳥獣被害防止の取組を推進する。 ・農林水産業は食料の生産のみではなく、国土や自然環境の保全や集落機能の維持など多方面にわたり地域住民の生活に不可欠な存在であることから、優良農地の積極的な保全に努める。 ・農地中間管理事業を活用し、地域の担い手農家への農地の集積・集約化を進め、経営力のある規模拡大を行い、荒廃農地の発生防止と解消に努める。 	
<p>《目標指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法に基づく森林所有者意向調査実施区域数 1区域（R1）→ 16区域（R7） ・防災重点ため池改修率 0%（R2）→ 100%（R11） 	

施策分野	9 環境
施策推進方針	
<p>○有害物質の拡散・流出防止対策の推進【7-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。 <p>○危険物施設の耐震化の促進【7-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。 <p>○有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施【7-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を常時実施するとともに、防災訓練等において関係機関（自衛隊・警察等）と連携した、有害物質の大規模拡散・流出における対処能力の向上を図る。 <p>○災害時の災害廃棄物処理体制の整備【8-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、国・県・他自治体・民間事業者等との協力体制の確立、資機材の確保、仮置場候補地の選定など、平時から災害廃棄物の処理体制を整備を進める。 	

施策分野	10 国土保全・土地利用
施策推進方針	
<p>○治水対策の推進【1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増していることから、自然環境保全との整合性を図りながら、増水時における安全対策のため、河川改修及び流水機能の確保を行い、水害の解消を図る。 <p>○迅速な復興に資する地籍調査の推進【8-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するため着実に推進する。 	

施策分野	1 1 ライフライン
施策推進方針	
<p>○総合的な内水浸水対策の促進【1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺等の側溝・水路の整備、アンダーパス排水設備の補修・更新及び安全対策施設整備を推進する。 ・内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図る。 ・浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を進める。 ・施設、設備の老朽化の進んでいる下水道管渠について、秩父市下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理の最適化・長寿命化を図る。 ・適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図る。 <p>○下水道施設等の耐震化の推進【2-3, 5-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要な下水道施設の耐震化を推進し、災害時における下水道機能の確保に努める。 ・大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と迅速な対応を図るため、下水道BCPに基づく災害対応訓練を実施する。 <p>○下水道施設等維持管理適正化の推進【2-3, 5-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠、終末処理場、ポンプ場など、各施設の老朽化等を考慮した下水道ストックマネジメント計画に基づき、事業費の軽減・平準化を図るとともに、施設全体の長寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努める。 <p>○高度処理型浄化槽の普及【2-3, 5-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道や農業集落排水事業区域外の排水対策である高度処理型合併処理浄化槽の普及促進に努める。 <p>○農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【2-3, 5-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発生時の農業集落排水施設に係る被害を抑制し、機能の維持に努めるため、機能強化対策を実施し、施設の長寿命化を図る。 ・汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンの維持管理に努める。 <p>○上水道施設の耐震化【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水池等、水道施設の耐震化を推進し、災害時の安定的な水の供給に努める。 ・学校や公民館などの避難所や病院等へ安定した水道水を供給するため、防災上重要な水道施設の耐震化を促進する。 ・災害に強い水道を構築し、安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数を経過し、老朽化が見られる配水管の計画的な更新を推進する。 ・老朽化した水道施設の更新工事による耐震化を実施する。 <p>○業務継続体制の整備（上水道）【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業に係る広域水道局作成の業務継続計画に準じ、災害時の安定的な水の供給に努める。 	

○断水時の対応【5-3】

- ・断水時に市民が水を利用できるよう、災害用井戸の水質検査を行い、所有者との維持管理の調整を図る。
- ・断水時に速やかに水を供給できるよう、他自治体との給水応援協定の締結を推進する。

○応急給水体制及び配水ブロック等の整備【5-3】

- ・災害発生時の飲料水確保のため、災害用貯水槽などの整備とあわせ、速やかな応急給水体制の強化を図る。
- ・災害による被害の影響を局所化し、迅速な応急復旧を図るため、水道局と連携し、水道施設情報システム（水道局システム）を用いて判断する。

○業務継続計画の推進（下水道）【5-4】

- ・大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と迅速な対応を図るため、下水道BCPに基づく災害対応訓練を実施する。

○合併処理浄化槽への転換促進【5-4】

- ・災害による各戸の排水処理の停滞と公衆衛生の悪化を未然に防ぐため、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から、耐震性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する。

《目標指標》

- ・水道の基幹管路の耐震化率 20.8% (H30) → 30.0% (R8)
- ・配水池耐震施設率 21.3% (H30) → 45.0% (R8)

施策分野	12 教育
施策推進方針	
<p>○安全・安心な学校施設の整備と充実【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の校舎・体育館については、「秩父市学校施設長寿命化計画」に基づき、順次適切な時期に大規模改造、長寿命化改修等を実施する。 <p>○文化財の防災対策の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県・消防本部と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災施設の整備を支援する。 <p>○学校の災害対応力の向上【4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。 ・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。 	

施策分野	13 地域づくり・リスクコミュニケーション
施策推進方針	
<p>○自主防災力の強化と活性化【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-4, 5-5, 7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練及び自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施することで、自主防災組織の活性化を図り、更なる住民の地域連帯意識の高揚を目指す支援対策を実施する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。 ・自主防災組織が整備する発電機、防災倉庫及び防災資機材等に対して補助金交付をすることにより、防災資機材の整備を推進する。 ・自治会や地区市民委員会など地域の活動に重要な役割を担うコミュニティ組織の充実を図る。 ・家具の固定、非常時持出品や3日分以上の水・食料の備蓄の取り組みを働きかける。 <p>○防災意識の高揚、防災教育の充実【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-4, 5-5, 7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の配布や講習会等の開催のほか、ハザードマップによる啓発などにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を実施し、防災に関する知識の普及啓発を図る。 ・市民に対する各種訓練や年間を通しての広報等により防火意識の高揚に努める。 ・住宅火災を防止するため、火災警報器の設置・更新を促進するとともに、通電火災を防止するための感震ブレーカーの普及啓発に努める。 <p>○避難行動要支援者等への支援【1-1, 1-2, 1-4, 2-1, 3-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等の災害弱者が災害時に安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する。 ・災害時に外国人の安全を確保するため、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所等の情報提供などを実施する。 <p>○防災訓練の充実【1-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から防災訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による総合防災訓練に取り組む。 <p>○警察との連携強化【2-1, 3-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。 <p>○建設関係団体との連携強化【8-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、連携強化を図る必要がある。 <p>○復旧・復興を担う人材の育成【8-5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援、市技術系職員の技術継承と向上を図る体制を確保する。 	

施策分野	14 老朽化対策
施策推進方針	
<p>○庁舎等の防災拠点となる施設等の耐震化・維持管理等の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設となる庁舎等の公共施設の耐震化の推進を図る。特に、市有施設において、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、耐震化を一層促進する。 ・今後は、「秩父市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。 ・防災拠点におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備を促進する。 ・社会福祉施設（高齢者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。 ・社会福祉施設（障がい者施設等）は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により、安全性の確保を図る。 ・市立保育所、公民館、市立図書館、保健センターや各種スポーツ施設など、市が所有する公共施設に関しては、改築及び耐震診断に応じた補強工事等を実施し、安全性の確保と利便性の向上を図る。 <p>○市営住宅の耐震化及び老朽化対策の促進について【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化が必要な市営住宅について、建替えや用途廃止の可否等を検討し耐震化を進める。 ・市営住宅について、「市営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改修等）を推進する。 <p>○主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保【1-1, 3-1, 3-3, 5-1, 8-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動や被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保や食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、また、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐために必要な主要幹線等の重要性の高い市道について、道路整備（拡幅等）を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装及びトンネル等道路附属物の長寿命化を推進する。 ・救急救援活動等に必要な主要幹線等の重要性の高い市道やその代替路、補完路等について、道路整備（拡幅等）を推進する。 ・平時から関係団体との連絡体制を構築するとともに、装備資機材の充実を図るなど、道路啓開体制の構築を図る。 <p>○都市公園・緑地の整備及び維持管理の推進【1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園については、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。 ・都市公園の整備・充実を図るとともに、緑地や公園などの整備、公園の維持管理に努める。 ・まとまりのある平地林や連続する斜面林の保全を図るとともに、市街地における緑地空間を都市緑地として積極的に活用し整備を推進する。 <p>○下水道施設等維持管理適正化の推進【2-3, 5-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道管渠、終末処理場、ポンプ場など、各施設の老朽化等を考慮した下水道ストックマネジメント計画に基づき、事業費の軽減・平準化を図るとともに、施設全体の長 	

寿命化対策などを講ずることにより適正な維持管理に努める。

○農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進【2-3, 5-4】

- ・大規模地震発生時の農業集落排水施設に係る被害を抑制し、機能の維持に努めるため、機能強化対策を実施し、施設の長寿命化を図る。
- ・汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンの維持管理に努める。

○道路施設の老朽化対策の推進【3-1, 3-3, 3-4】

- ・救急救援活動に必要な主要幹線等の重要性の高い市道や孤立集落への路線等については、被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、道路施設の老朽化対策を推進する。
- ・橋梁をはじめ、道路施設等の老朽化対策については、各施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持管理・修繕・更新を推進する。
- ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊などの要対策箇所について、計画的な整備を推進する。

○農道施設の長寿命化対策の推進【3-3, 3-4】

- ・農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

○林道施設の長寿命化対策の推進【3-3, 3-4】

- ・林道として管理している林道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

○災害に強い路網整備の推進【3-3, 3-4, 8-4】

- ・災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。

○上水道施設の耐震化【5-3】

- ・配水池等、水道施設の耐震化を推進し、災害時の安定的な水の供給に努める。
- ・学校や公民館などの避難所や病院等へ安定した水道水を供給するため、防災上重要な水道施設の耐震化を促進する。
- ・災害に強い水道を構築し、安定的に上水道を供給するため、法定耐用年数を経過し、老朽化が見られる配水管の計画的な更新を推進する。
- ・老朽化した水道施設の更新工事による耐震化を実施する。

○農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進【5-3】

- ・基幹的な農業水利施設（パイプライン・揚水機場等）について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

○公共施設の計画的な老朽化対策の推進【1-1】

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、活用する施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める。

《目標指標》

- ・舗装修繕計画延長 0m (R2) → 6,200m (R7)
- ・橋りょう修繕数 18橋 (R2) → 50橋 (R7)

第6章 地域強靱化の推進に向けて

6-1 施策の重点化の設定

限られた資源、財源の中で本市の強靱化を効果的に進めるため、人命保護を最優先とするとともに、影響の大きさ、緊急度等の視点から、第4章に示した28の「起きてはならない最悪の事態」のうち、次の12の「起きてはならない最悪の事態」を重点化項目とする。

■重点化する「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標（行動目標）		起きてはならない最悪の事態	
1	被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	地震による建築物の倒壊や火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-2	浸水・大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3	交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
		3-3	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
4	必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5	生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
		5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
6	経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-2 地域強靱化に向けた計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを、PDCAサイクルを通じて継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

6-3 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、計画期間を5年としているが、今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して計画内容の見直しを行うこととする。

なお、施策推進方針を達成するための具体的な個別事業については、各年度の実施状況を踏まえて「秩父市国土強靱化地域計画事業一覧」（別表3）の見直しを行うこととする。

また、本計画は、秩父市における国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の個別計画の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。